

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和7年度に事業終了予定

評価実施機関名

静岡県富士宮市長

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響や、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、以下の給付金の支給事務を行う。 その際、支給要件を判定するために必要な情報を個人番号を利用して管理するもの。 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和4年12月31日終了) ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和5年3月31日終了) ・令和5年度富士宮市価格高騰重点支援給付金(令和6年6月30日終了) ・令和6年度富士宮市価格高騰重点支援給付金(※令和六年度物価高騰対策給付金のうち新たな住民税均等割非課税世帯への給付【R6非課税給付】、新たな住民税均等割のみの課税世帯への給付【R6均等割のみ課税化給付】、新たな低所得子育て世帯への加算【R6こども加算】)(令和6年12月31日終了) ・令和6年度富士宮市価格高騰重点支援給付金(追加給付)※令和6年度住民税均等割非課税世帯への給付
③システムの名称	(1) 団体内統合宛名システム (2) 中間サーバー (3) 個人住民税システム

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者リスト

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	● 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 第135の項 ● 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の出来る法的根拠】 ● 番号法第19条第8号 別表135の項 ● 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	富士宮市保健福祉部福祉企画課
②所属長の役職名	福祉企画課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部行政課 住所:〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部福祉企画課 住所:〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会をする際は、デジタル推進課の職員に依頼し一括で照会するため、個別で照会する権限を持っておらず、不正に入手する可能性は低い。特定個人情報を扱う職員は、毎年度e-ラーニングによる教育研修を実施している。	

變更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	1. ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面する市民の生活支度として、速やかに世帯当たり10万円の特住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を給付する。 その際、支給要件を判定するために必要な情報を個人番号を利用して管理するもの。	新型コロナウイルス感染症の影響で、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して以下の給付事務を行う。 その際、支給要件を判定するために必要な情報を個人番号を利用して管理するもの。 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和4年12月31日終了） ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和5年3月31日終了） ・令和5年度富士宮市価格高騰重点支援給付金	事後	
令和5年12月1日	1. ③ 個人番号の利用法令上の根拠	●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一 第100項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令 第73条	●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一 第101項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令 第74条	事後	
令和5年12月1日	1. ① 対象人数及び2. 取扱人数	令和3年12月10日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年4月1日	IVシステム更新	○自己点検	○自己点検 ○内部監査		
令和5年4月1日	1. ① 対象人数及び2. 取扱人数	令和5年6月1日時点	令和6年1月1日時点		
令和5年7月19日	1. ②事務の概要	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和4年12月31日終了） ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和5年3月31日終了） ・令和5年度富士宮市価格高騰重点支援給付金	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和4年12月31日終了） ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和5年3月31日終了） ・令和5年度富士宮市価格高騰重点支援給付金（令和5年6月30日終了） ・令和6年度富士宮市価格高騰重点支援給付金（※令和6年度物価高騰対策給付金のうち新たな住民税均等割非課税世帯への給付〔R6非課税給付〕、新たな住民税均等割のみの課税世帯への給付〔R6均等割のみ課税化給付〕、新たな低所得子育て世帯への加算〔R6こども加算〕	事後	
令和5年7月19日	1. ③ 個人番号の利用法令上の根拠	●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一 第101項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令 第74条	●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 第135項 ●番号法別表の主務省令で定める事務を定める省令 第74条	事後	
令和5年7月19日	1. ④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の出発法的根拠】 ●番号法第19条第8号 別表第二（第121項） ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める省令 第59条の4	【情報照会の出発法的根拠】 ●番号法第19条第8号 別表135の項 ●番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する省令（令和6年デジタル庁・経産省令第9号）第2条の第180の項	事後	
令和5年12月1日	1. ① 対象人数及び2. 取扱人数	令和5年6月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和5年12月1日	1. ②事務の概要	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和4年12月31日終了） ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和5年3月31日終了） ・令和5年度富士宮市価格高騰重点支援給付金（令和5年6月30日終了） ・令和6年度富士宮市価格高騰重点支援給付金（※令和6年度物価高騰対策給付金のうち新たな住民税均等割非課税世帯への給付〔R6非課税給付〕、新たな住民税均等割のみの課税世帯への給付〔R6均等割のみ課税化給付〕、新たな低所得子育て世帯への加算〔R6こども加算〕	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和4年12月31日終了） ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和5年3月31日終了） ・令和5年度富士宮市価格高騰重点支援給付金（令和6年6月30日終了） ・令和6年度富士宮市価格高騰重点支援給付金（※令和6年度物価高騰対策給付金のうち新たな住民税均等割非課税世帯への給付〔R6非課税給付〕、新たな住民税均等割のみの課税世帯への給付〔R6均等割のみ課税化給付〕、新たな低所得子育て世帯への加算〔R6こども加算〕 ・令和6年度富士宮市価格高騰重点支援給付金（追加給付）※令和6年度住民税均等割非課税世帯への給付		
令和5年12月13日	1. ① 対象人数及び2. 取扱人数	令和6年6月3日時点	令和6年12月13日時点		